

自衛隊施設の最適化におけるECI発注方式の 入札・契約方式等について

令和 6 年 10 月
防衛省 整備計画局

○目 次

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について . . .	3
2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について . . .	19
3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて . . .	21
4. 主な地区のマスタープラン作成状況について . . .	26

1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて
4. 主な地区のマスタープラン作成状況について

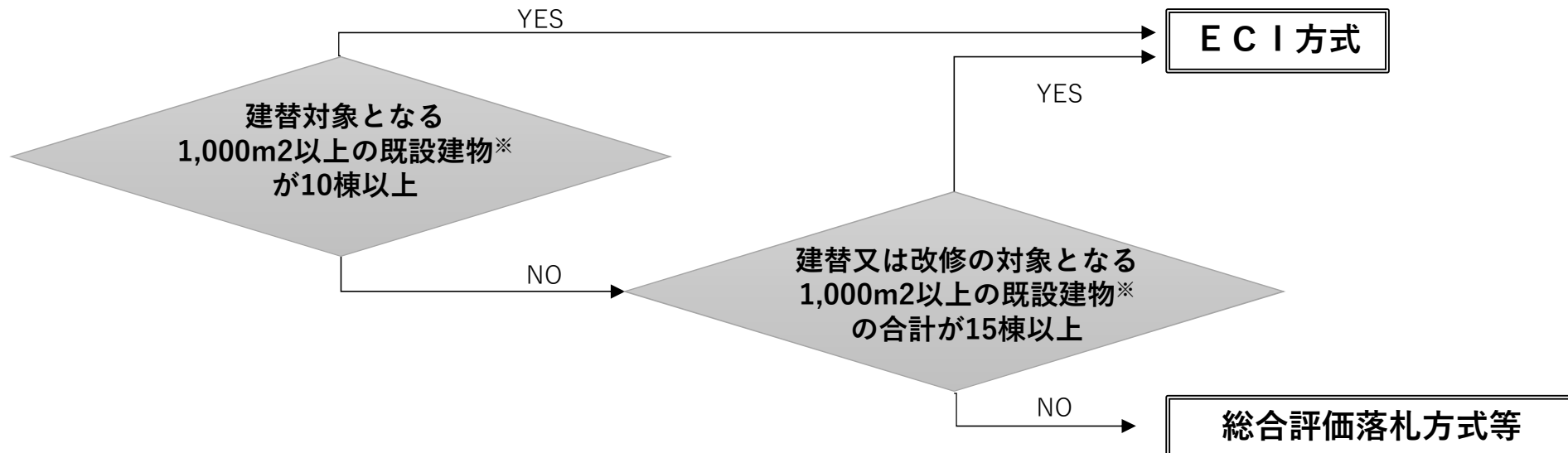
1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について

(1) 工事発注方式の適用の基本的考え方

本事業は、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要なため、技術提案・交渉方式（E C I方式）を採用することとしている。

E C I方式の適用規模の目安については次のとおり。

1. E C I方式適用規模の目安



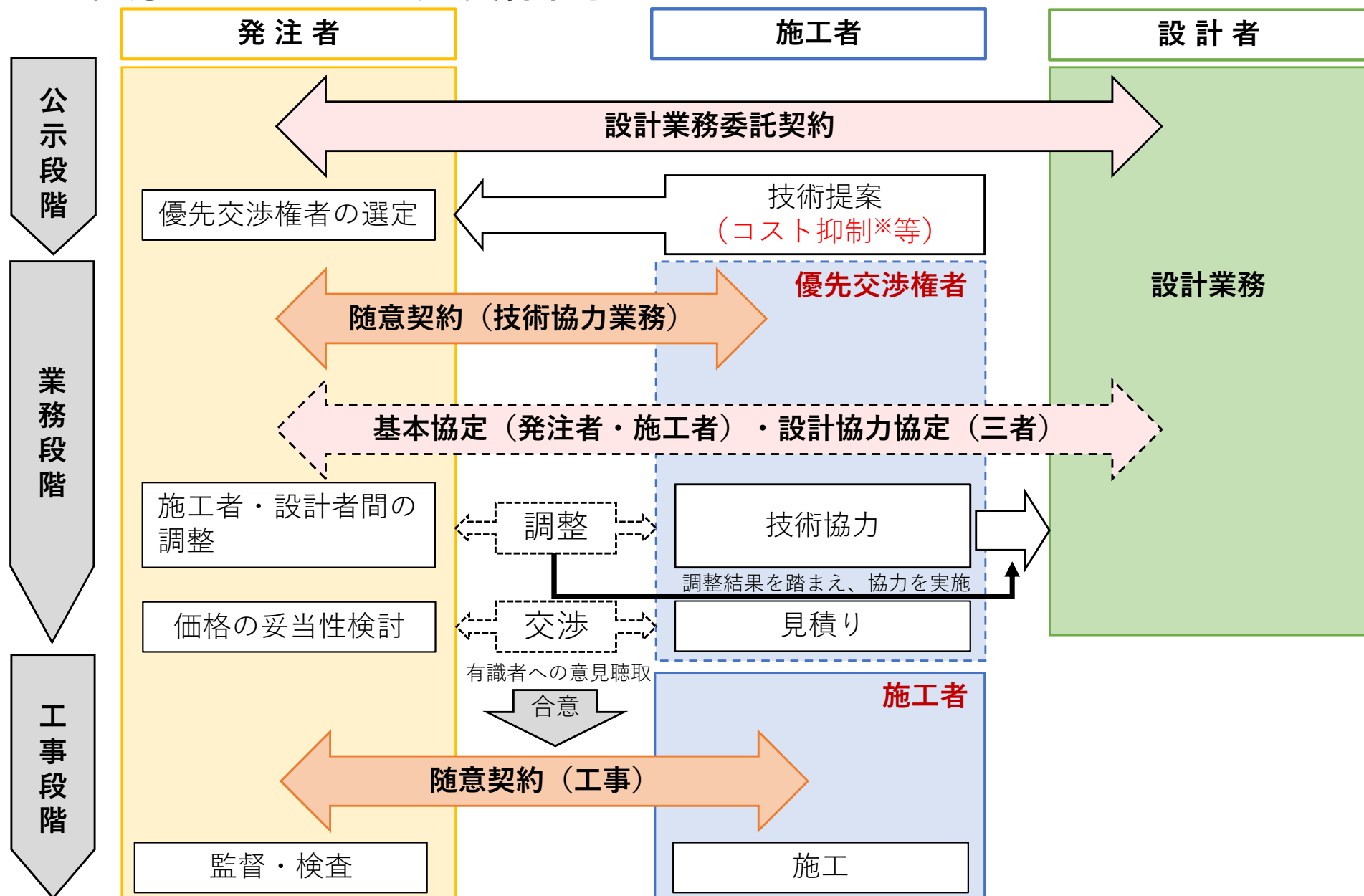
※単体の地区（駐屯地、基地）または近接する地区をまとめた発注ロットでの既設建物数をいう。

2. 発注方式の適用

1,000m2以上の建替建物棟数	1,000m2以上の改修建物棟数	工事発注方式の別
10棟以上	—	E C I方式
合計で15棟以上		E C I方式
合計で15棟未満		総合評価落札方式（分離・分割発注）等

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

①コストに配慮したE C I方式の契約形態

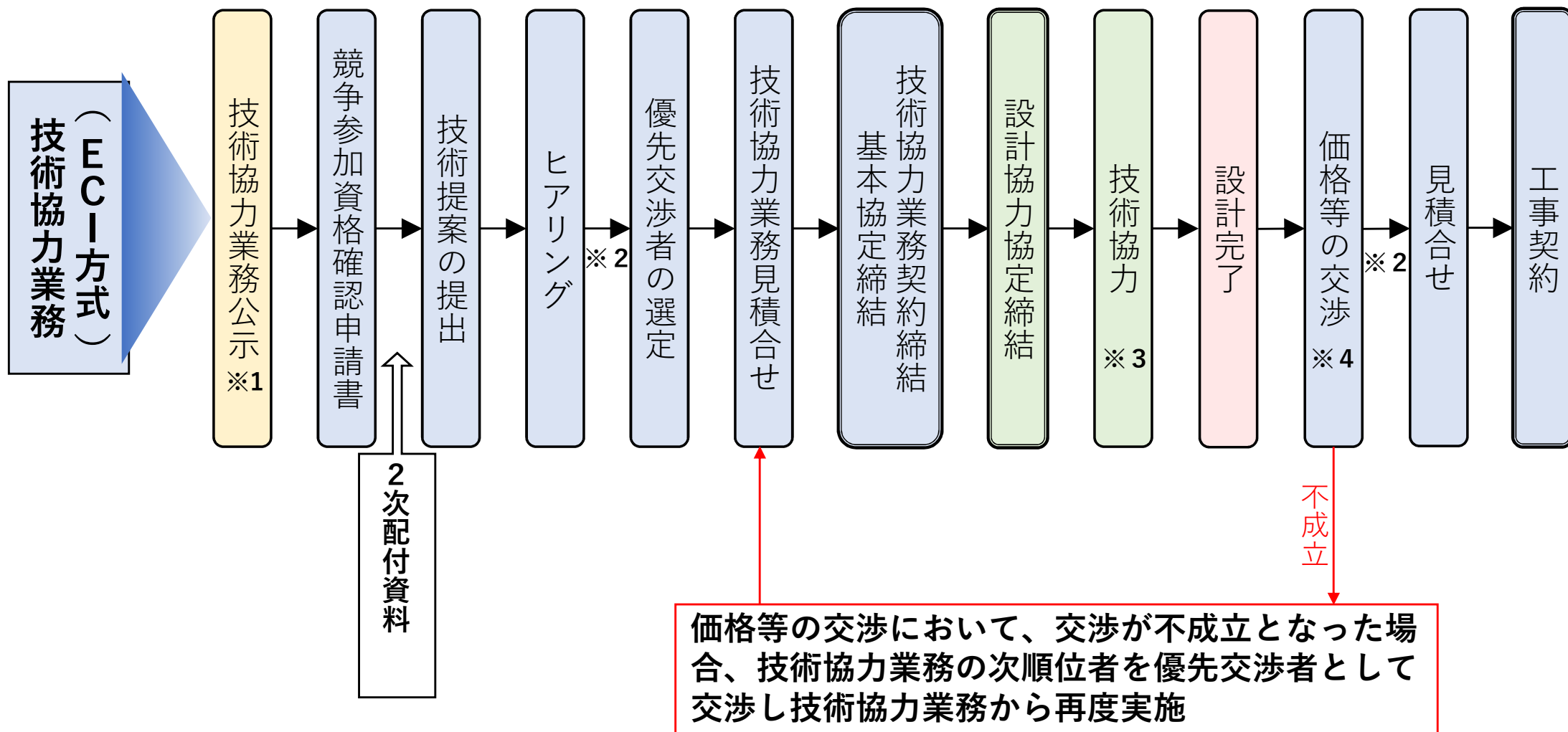


※ 必須テーマ

コスト抑制の提案においては、施工方法や使用資機材の見直しなど合理的な根拠に基づき、適正な工期（4週8休）、施工体制等を確保することを前提

(2) コストに配慮したE C I方式の手続きについて

②コストに配慮したE C I方式の手続きフロー



※1 公募型プロポーザル方式

※2 有識者への意見聴取を実施

※3 2次配付資料で示す各建物の計画額を原則上限として計画

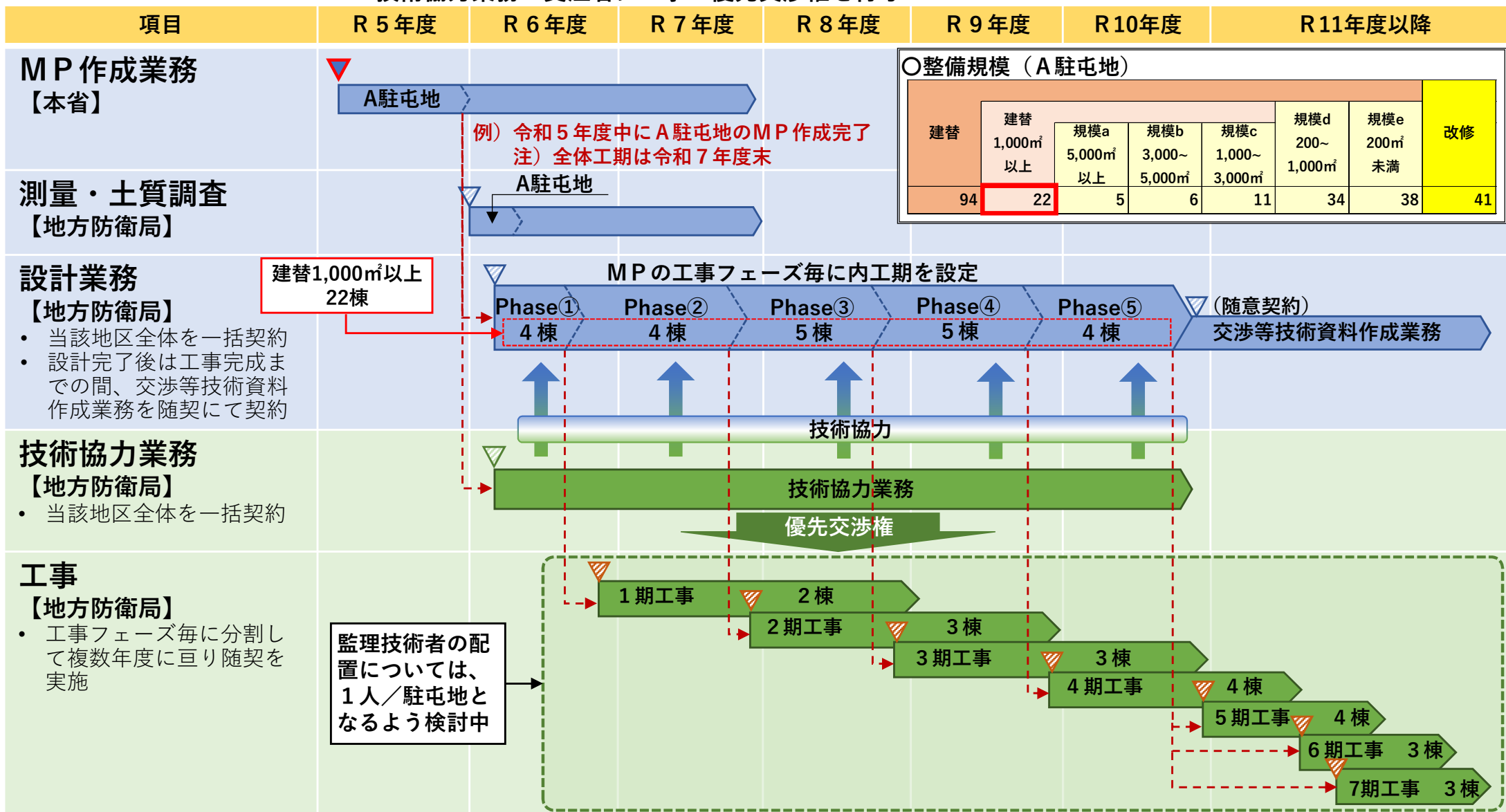
※4 公表された積算基準類等による積上げ額をベースラインとして価格等の交渉を行う

(2) コストに配慮したECI方式の手続きについて

③ コストに配慮したECI方式の具体的なイメージ

例：A駐屯地

- 令和5年度中にMP完了、令和6年度早期に設計業務を契約、令和6年度中に1期工事を契約（以降、設計が完了したフェーズから段階的に工事契約（随意契約）を実施）
- 技術協力業務の受注者に工事の優先交渉権を付与



▼：MP作成業務契約【本省】

▽：測量・土質調査、設計業務契約【各地方防衛局】

▽：設計業務に対する技術協力業務契約【各地方防衛局】

▽：工事契約（随意契約）【各地方防衛局】

(2) コストに配慮したECI方式の手続きについて

④参加資格・実績、配置予定技術者（例）

参加企業

- ・ 企業の資格： 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」1,200点※以上であること。また、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「C」以上の格付を受けていること。
 (例) 特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」830点※以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」870点※以上のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員に「建築一式工事」又は「土木一式工事」990点以上の者を1社以上含むこと。
 特定建設工事共同企業体の構成員数は〇社までとする。
 ※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定
- ・ 企業の実績： 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した同種工事の実績

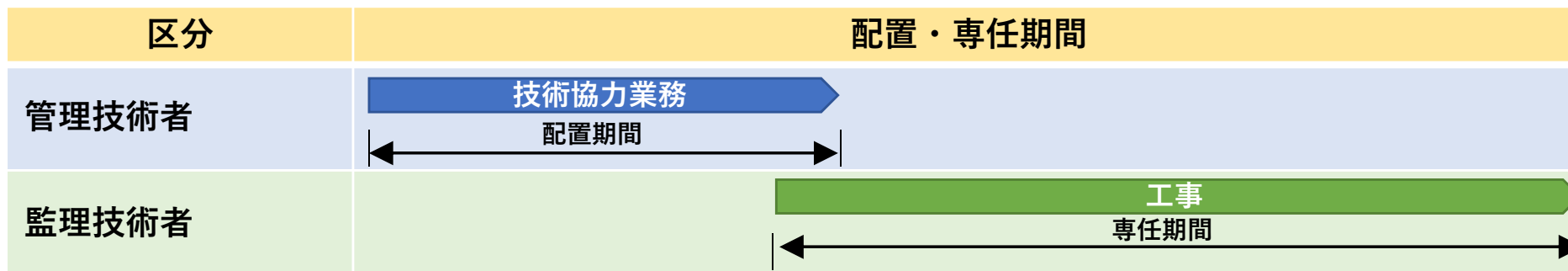
技術協力業務の管理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築士
- ・ 配置期間： 技術協力業務の履行期間

工事の監理技術者

- ・ 資格：【例】一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者
- ・ 経 験： 同種工事の経験（民間の経験も可）
- ・ 専任期間： 工事工期（個別に専任期間を明示している場合は除く）

技術協力業務の期間と工事期間が被らない場合にあつては、同一の技術者での配置は可



(3) 技術提案書の評価基準、評価点及び特定テーマの参考事例

評価項目		評価基準		配点
技術協力業務に関する提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
技術提案 主たる事業課題に関する提案	○特定テーマ1	的確性		30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性		15点 ※評価は6段階とする
	○特定テーマ2 ○○○における、コスト抑制を意識した課題と対応策に関する提案	的確性	コスト抑制 を意識した課題と対応策について、課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合に優位に評価する。	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、 コスト抑制 を意識した内容となっており、裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
不測の事態の想定、対応力に関する提案	○○作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	○○作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計				140点

○特定テーマ1の評価項目の例

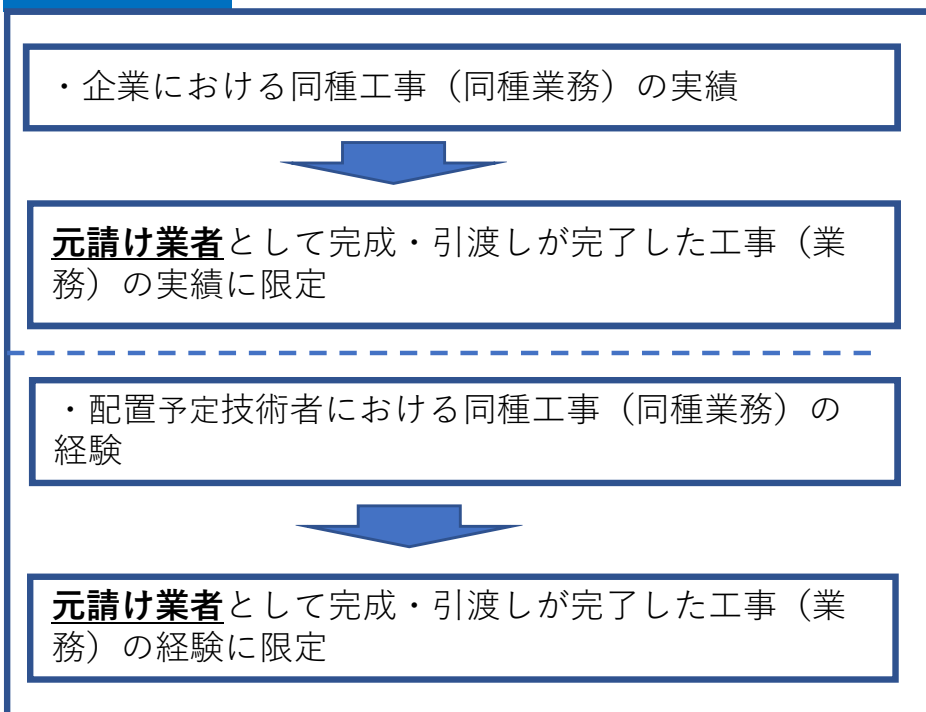
- ・ 部隊運用への影響に配慮した施工計画等の提案
- ・ 部隊用仮設建物、仮設ヤード（資機材置場、仮設事務所等）等の制約条件を踏まえた工法等の提案
- ・ 着実に現場を進捗させるための施工計画の提案
- ・ 工期を意識した施工上の課題と対応策に関する提案

(4) 同種工事及び同種業務の施工実績（経験）に関する要件の緩和の取り組み

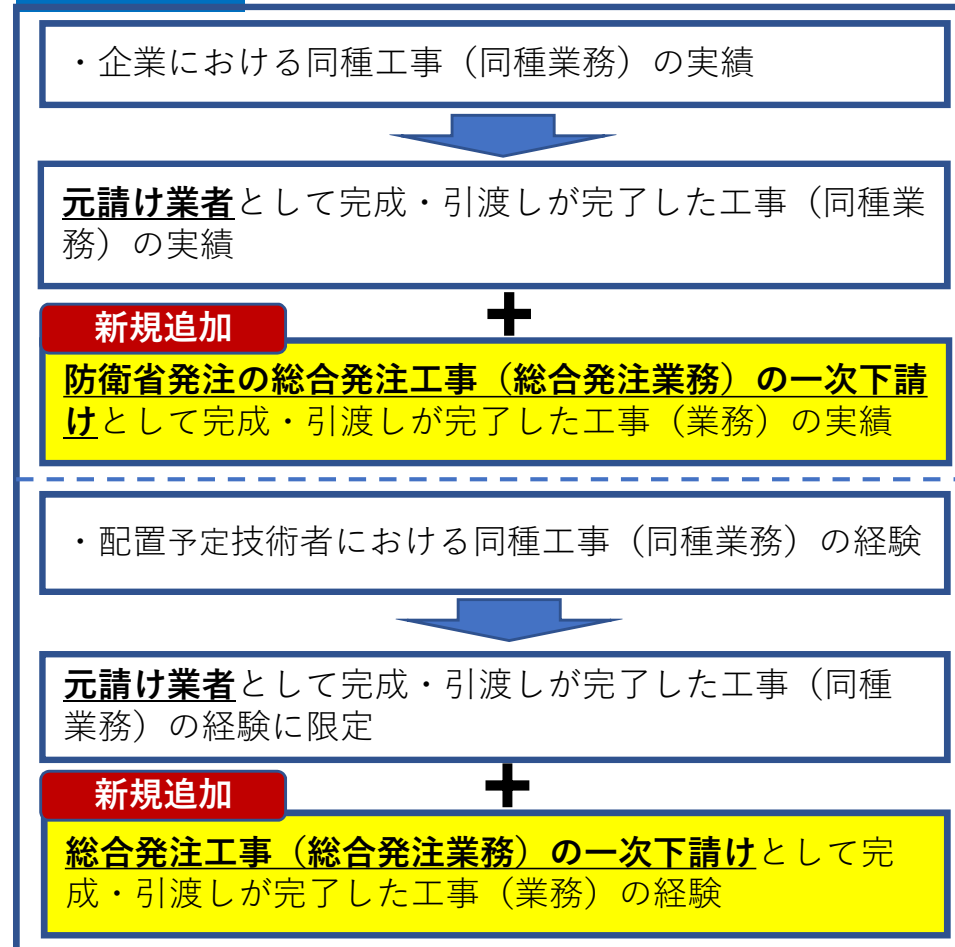
概要

各地方防衛局等が発注する建設工事及び技術業務における一般競争入札等の競争参加資格については、他の発注機関と同様、競争参加企業及び配置予定技術者に対し元請けとしての同種工事（同種業務）の実績（経験）を求めているが、建設業界の技術者不足が深刻化する中、求める要件を満たす実績（経験）を有しているにも関わらず、元請け受注でないことから入札に参加出来ない場合もあることから、このような状況を改善するために、同種工事（同種業務）の施工実績（経験）に関する要件を緩和する制度の見直しを実施。

現状



改正後



※ 総合発注工事とは、建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事など、複数の職種の工事を一括で発注した工事をいう。
また、総合発注業務とは、建築、土木、機械、電気及び通信など、複数の職種からなる業務をいう。

(5) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

① 共同企業体の構成員数の考え方

共同企業体に関する制度を踏まえつつ、地元企業を含む数多くの企業（最大10社）が参加できる共同企業体を組成する

共同企業体の構成イメージ

・参加企業の資格（例）：

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」1,200点※以上であること。また、測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「C」以上の格付を受けていること。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事」又は「土木一式工事」830点※以上、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」870点※以上のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員に「建築一式工事」又は「土木一式工事」990点以上の者を1社以上含むこと。

特定建設工事共同企業体の構成員数は○社までとする。

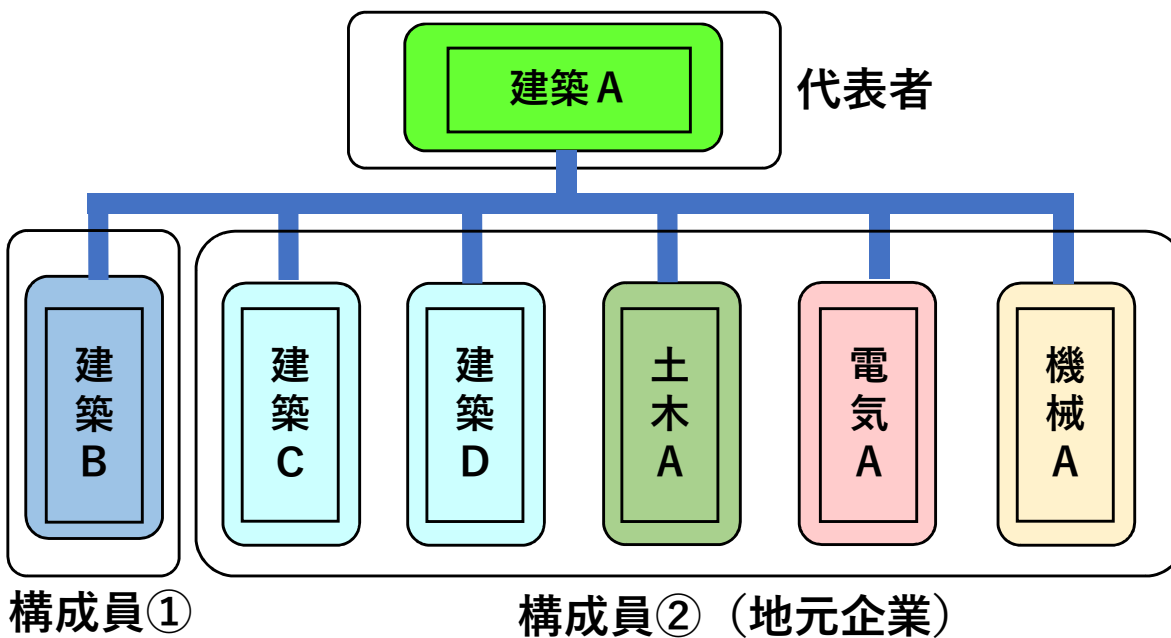
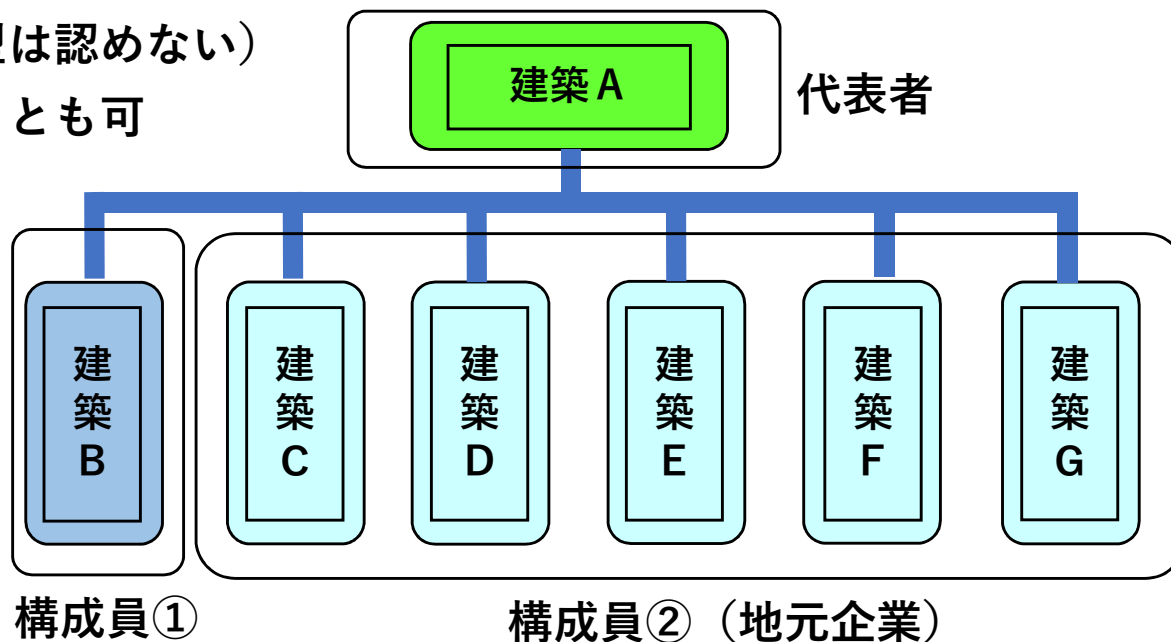
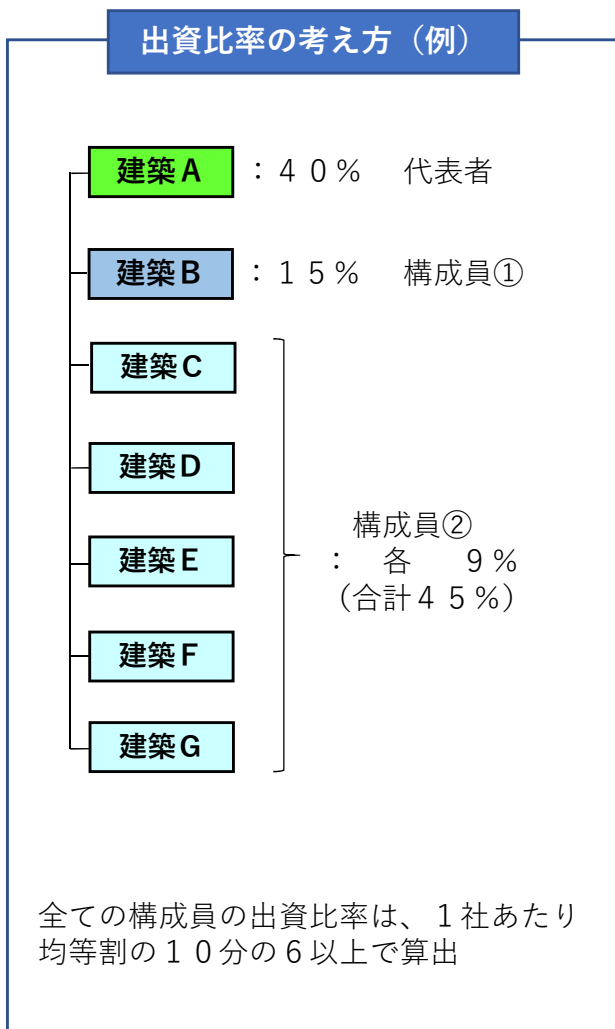
※ 工事の規模等を踏まえ、工事毎に設定

共同企業体の構成員に地元企業を含む場合に加点する

(6) 共同企業体 (JV) の構成員数制限の緩和について

② E C I 方式における共同企業体の考え方

- ・ 甲型共同企業体であること (乙型は認めない)
- ・ 構成員①、②には異工種が入ることも可



(7) 地元企業の活用等について

① E C I 方式における評価基準

参加条件に県内下請業者への一定程度の下請け発注率を課すことや、評価基準に地元企業を含めた共同企業体の組成及び地元企業に対する下請け発注率に応じた加点などを実施

評価項目		評価基準	配点	
技術提案	技術協力業務に関する提案	理解度	10点	
		実施手順及び実施体制	10点	
	主たる事業課題に関する提案	テーマ1	的確性	30点
			実現性	15点
		テーマ2	的確性	30点
			実現性	15点
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	的確性	20点	
実現性		10点		
小計			140点	
その他	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点	
		単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合 ※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。	0点	
	地域貢献度 地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上。	10点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満。	8点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満。	6点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満。	4点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満。	2点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満。	0点	
		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下。	欠格	
		※地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。 ※工事場所と同じ県内に本店の登記がある企業（単体及び代表者を除く）に限り、自社施工分も県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。 ※都道府県による設定では評価基準として適性を欠く場合、必要に応じて市町村等の記載を可能とする。 ※単体又は共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達分を県内下請業者への発注予定金額に計上してもよい。		
合計			160点	

(7) 地元企業の活用等について

① E C I 方式における評価基準 (案)

地元企業に対する下請け発注率の算定方法の例 (甲型 J V)

 は下請発注率として計上

	J V 構成イメージ	地元への下請発注率
① 地元構成員率	<p>〇〇駐屯地 J V (甲型)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;"> 代表者 A社 40% ※1 </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> 構成員 B社 (他県) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 構成員 C社 (地元) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 構成員 D社 (地元) 15% ※1 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 構成員 E社 (地元) 15% ※1 </div> </div> <p>※1: 共同企業体構成員の出資比率</p>	<p>本ケースでは①は45%</p>
② 下請発注率(1) (一次)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 一次下請け F社 (地元) 10% ※2 ※3 </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center;"> 一次下請け G社 (地元) 10% ※2 ※3 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;"> 一次下請け H社 (他県) 10% </div> </div>	<p>②下請発注率(1) ※6</p> $= \text{地元一次下請率の計} \times \left[1 - \frac{\text{①} (\%) }{100} \right]$ <p>本ケースでは②は11.0%</p>
③ 下請発注率(2) (二次以降)	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center; margin: 0 auto; width: 150px;"> 二次下請け I社 (地元) 5% ※2 ※3 </div> <p>※2: 事業全体額に対する地元企業への下請け発注予定金額の割合 (地元下請率) ※3: 地元下請率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を確認し当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>③下請発注率(2) ※6</p> $= \text{地元二次下請率の計} \times \left[1 - \frac{\text{①} (\%) }{100} \right]$ <p>本ケースでは③は2.7%</p>
④ 地産品購入率	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; text-align: center; margin: 0 auto; width: 150px;"> 地産品 10% ※4 ※5 </div> <p>※4: 事業全体額に対する地産品の調達予定金額の割合 (地産品購入率) ※5: 地産品購入率については、各随意契約において確認するとともに、事業全体が完了した段階で実態を当初想定を下回った場合はペナルティを課す</p>	<p>④地産品購入率 ※6</p> $= \text{地産品購入率の計} \times \left[1 - \frac{\text{①} (\%) }{100} \right]$ <p>本ケースでは④は5.5%</p> <p>※6: 共同企業体構成員 (代表者を除く) の地元企業の出資比率を除く</p>
<p>したがって、本ケースの地元への下請発注率は①、②、③、④の合計64%となる。</p>		<p>14</p>

(7) 地元企業の活用等について

記入例

様式第■-▲

地元企業の下請等採用予定状況

案件名：〇〇(〇)〇〇〇〇工事にかかる技術協力業務

項目	内容
地元企業の採用計画	<p>■ 競争参加者の共同企業体構成員（代表者を除く）が地元企業である。</p> <p>①計画している地元企業の名称・所在地・代表者名・担当業種</p> <p>ア C(株) ●●県▲▲市 ■■■■ 建築 イ D(株) ●●県■■■市 ▲▲▲▲ 建築 ウ E(株) ●●県◆◆市 ◆◆◆◆ 建築</p>
	<p>②請負金額に対する、地元企業の発注予定金額の割合</p> <p>ア 15% イ 15% ウ 15% 計 45.0%</p>
	<p>■ 地元企業の下請採用の計画がある。</p> <p>①下請採用を計画している工事内容等</p> <p>ア 電気設備工事（1次下請） イ 機械設備工事（1次下請） ウ 電気設備工事（2次下請）</p>
	<p>②請負金額に対する、下請業者への発注予定金額の割合 （共同企業体構成員（代表者を除く）の地元企業出資比率を除く）</p> <p>下請業者への発注予定金額合計割合 13.7% （小数点第2位切捨て） 計算例：対象割合 = (全体(25%) × (1 - α(45%)))</p>
地元企業の採用計画	<p>③下請をする企業の名称・所在地・代表者名</p> <p>ア F(株) ●●県〇〇市 □□□□ イ G(株) ●●県■■■市 ○○○○ ウ I(株) ●●県◆◆市 ☆☆☆☆</p>
	<p>■ 本工事にて地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定がある。 （共同企業体構成員（代表者を除く）の地元企業出資比率を除く）</p> <p>①請負金額に対する、地元地産品（建設資材等）の調達予定の金額割合</p> <p>5.5%（小数点第2位切捨て） 計算例：対象割合 = (全体(10%) × (1 - α(45%)))</p>

申請時に提出した『建設共同企業体協定書』に記載した構成員を記載

申請時に提出した『建設共同企業体協定書』に記載した構成員の出資比率を記載

工事において地元企業を下請けとして計画している場合に記載。
 なお、実際の施工段階において工事内容、下請業者数が変更となっても差し支えない。

現時点で計画している地元下請業者への発注率を記載。
 算出方法は、別紙『地元企業に対する下請け発生率の算定方法の例』を参照。
 なお、実際の施工段階において下請発注率に変更となっても差し支えない。

工事において地元企業を下請けとして計画している場合に記載。
 なお、未定の場合は記載しなくともよい。
 また、実際の施工において企業の名称、数に変更となっても差し支えない。

現時点で計画している地産品の購入率を記載。
 申請時には、地産品項目の記載は不要。
 算出方法は、別紙『地元企業に対する下請け発生率の算定方法の例』を参照。
 なお、実際の施工において地産品の購入率に変更となっても差し支えない。

本サンプルは、

(1)JV構成員の地元構成員率 45.0%

(2)地元下請発注率 13.7%

(3)地産品購入率 5.5%

合計 64.2% ≒ 64%（小数点以下切捨て）にて、申請する場合のものです。

実際の施工後の達成状況は、事業完成時点において対象工事全体で申請時のトータル64%を満足しているかを確認します。（個別工事においても発注率の確認を行います。未達成の場合でも、その理由が、正当な理由として認められる場合はペナルティを課しません。）

また、申請時には、設計が未了であることに加え、工事期間が長期に及ぶことから、(2)や(3)の率、内容が変動しても差し支えありません。

- 注：1 下請採用の計画の有無等について、いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 地元企業とは、工事場所と同じ都道府県内に本店の登記がある企業をいう。
- 3 構成する地元企業が複数ある場合は、全社記載すること。
- 4 下請等の採用予定の地元企業名称や所在地が確認できる資料を添付する。
- 5 単体又は共同企業体の代表者及び地元企業でない構成員の施工分の地元地産品の調達予定金額割合を記載する。（品目の記載は不要）
- 6 申請時の「共同企業体地元企業工事金額割合」、「下請業者への発注予定金額割合」及び「地元地産品の調達予定の金額割合」の合計が施工後、下回る場合は、ペナルティとして施工成績の減点及び口頭注意、書面注意等の措置を行うことがある。
- 7 地産品とは、生コン、砕石、アスファルト、コンクリート二次製品などの建設資材等をいう。
- 8 他の単体又は共同構成員として参加する者を下請先として計上してはならない。

(7) 地元企業の活用等について

② 地元企業への発注を円滑化する取り組み

いわゆる相指名業者（同一入札に参加した他の企業）が協力企業として参加できることを発信

相指名業者の協力企業参加については、法令上問題がないものの、入札の公正性を阻害する恐れがあるとの認識の下、一部の発注者、企業において慣例的に自重されてきたところ。

しかしながら、最適化事業においては、

- ① 当初契約の内容は、E C I方式においては技術協力業務、設計付工事においては設計業務であり、これらの業務完了後に価格交渉を経て随意契約される工事は、当初契約と性質・内容ともに異なること、
- ② 大規模かつ長期間にわたり、複数のフェーズで構成される事業を円滑に進めるためには、相指名業者を含む多数の地元企業が協力企業として参加が必要なこと

などから、**相指名業者の協力企業参加に問題はない**と考えており、入札心得書第6条第2項及び第3項（公正な入札の確保）に留意した上で、**相指名業者を含む地元企業の協力企業参加を容認**する考え。

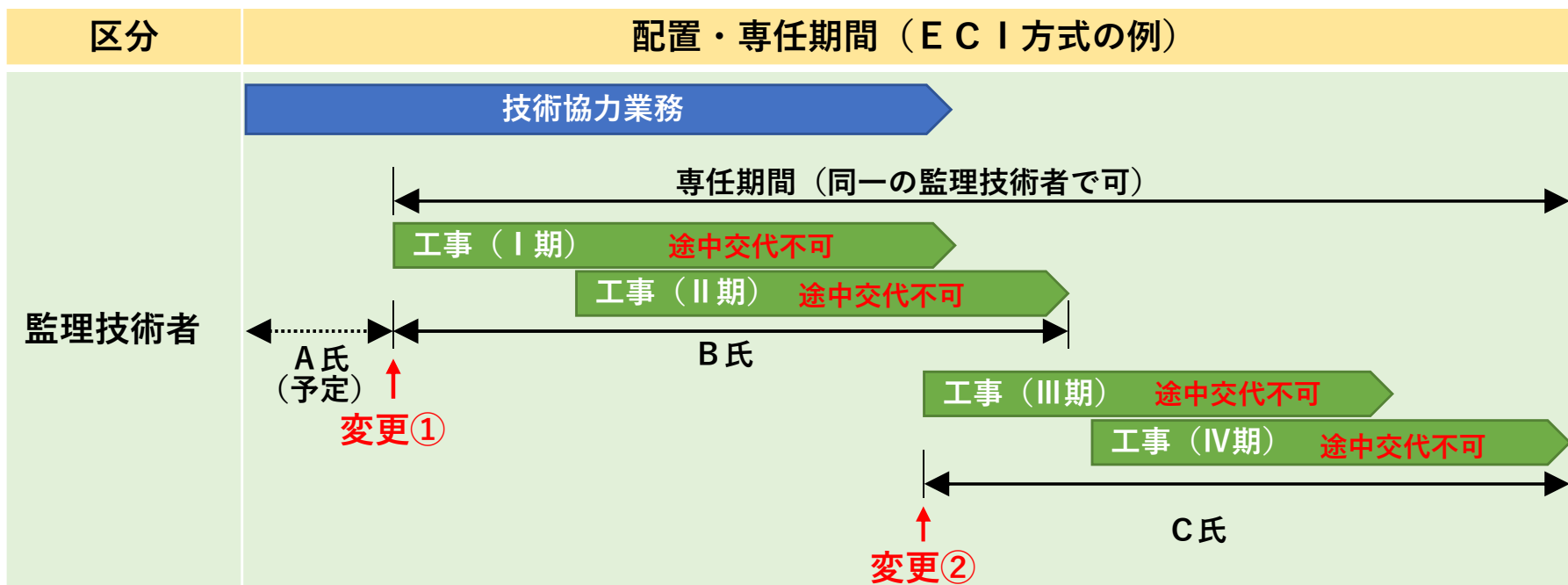
(8) 技術者の要件緩和について

① E C I 方式における監理技術者について

監理技術者の交代について弾力的に運用

監理技術者

- ・資格：一級建築施工管理技士又は一級建築士
- ・経 験：同種工事の施工経験（民間の経験も可）※ ※：これまで求めていた施工規模の要件を廃止
- ・専任期間：工事工期（個別に専任期間を明示している場合を除く）
- ・配 置：



- ・変更要件：
 - ① 競争参加資格確認申請時に提出した者と同程度の者であれば、Ⅰ期工事着手前の変更は可
 - ② Ⅱ期工事以降も各工事の着手前において同程度の者であれば変更は可
 ただし、いずれも各工事の途中交代は「特別な場合」を除き認めない
 「特別な場合」：病休、死亡、退職等、真にやむを得ない場合

【参 考】 工事ごとに実績登録を行うため、各工事が完成する度に技術者の経験とすることが可能

(8) 技術者の要件緩和について

②受注企業の支援を前提とした配置予定技術者の要件緩和について

配置予定技術者に求める施工経験については、受注企業として技術者を適切に支援することを前提に、施工規模の要件を廃止

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(契約担当官等の官職氏名)殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記に係る競争参加資格について確認されたく、入札説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと及び**企業として技術者を支援し工事の品質を確保することを誓約**します。

記

工事件名:○○(○)○○○建設工事

以上

- a. 一般競争参加資格確認申請書において、競争参加者は技術者を支援し、品質を確保する旨を誓約
- b. この誓約を前提に、配置予定技術者の施工経験については、これまで施工規模を求めていたが、規模の要件を廃止
- c. 工事受注者は、企業としての技術者支援策を施工計画書等に盛り込む
例)
 - ・ 受注企業本社の品質管理及び安全管理チームが毎月〇回、現場巡回し、現場指導する体制を構築
 - ・ 受注企業の技術者OBを現場に常駐させ、指導管理体制を拡充

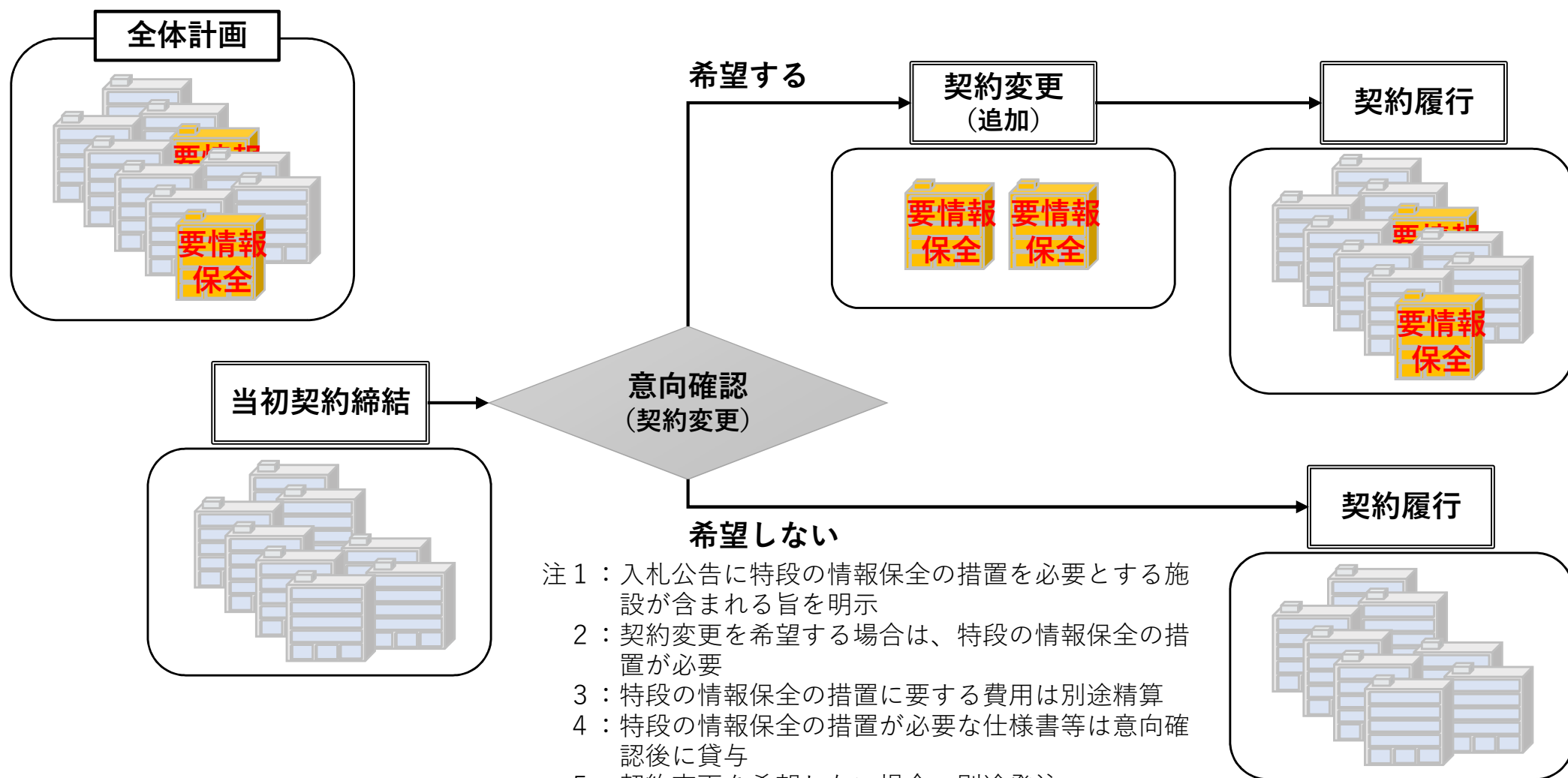
○目 次



1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
- 2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について**
3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて
4. 主な地区のマスタープラン作成状況について

2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について

- 技術提案・交渉方式（E C I方式）の対象施設に特段の情報保全の措置を必要とする施設が含まれる場合、当該施設を除いたもので入札・契約手続を実施
- 契約締結後、特段の情報保全の措置を講じる条件のもと、契約変更により特段の情報保全の措置を必要とする施設を追加することについて、受注者の意向を確認
- 契約変更を希望する場合、契約変更により特段の情報保全の措置を必要とする施設を追加



- 注1：入札公告に特段の情報保全の措置を必要とする施設が含まれる旨を明示
注2：契約変更を希望する場合は、特段の情報保全の措置が必要
注3：特段の情報保全の措置に要する費用は別途精算
注4：特段の情報保全の措置が必要な仕様書等は意向確認後に貸与
注5：契約変更を希望しない場合、別途発注

○目 次



1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
- 3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて**
4. 主な地区のマスタープラン作成状況について

3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

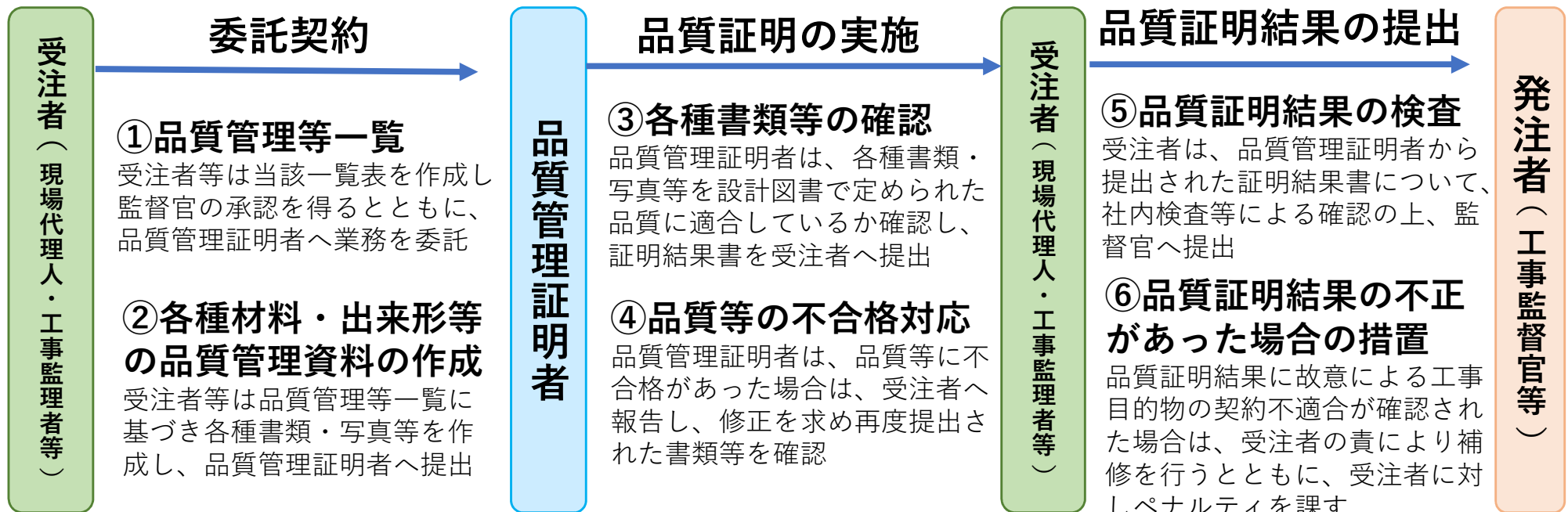
(1) 品質証明業務の概要

- ・受注者は品質管理証明者を配置
- ・品質管理証明者は確認・立会結果を現場代理人等へ報告（品質証明結果書の提出）
- ・現場代理人等は、その内容を確認の後、品質証明結果書を作成し、発注者へ提出
- ・発注者は、品質証明結果証明書を受領をもって、適正に工事が施工され品質が確保されていることを確認

(2) 工事監理業務の概要

- ・受注者は、建築士法に基づく工事監理を行う。
- ・工事監理の対象は、建築基準法上の「建築物」
- ・建築基準法に基づく工事監理者を配置する

品質証明業務の実施フロー



※品質管理等一覧は、付録「工事の確認ポイント表」をもとに作成

3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

(3) 品質管理証明者の選定

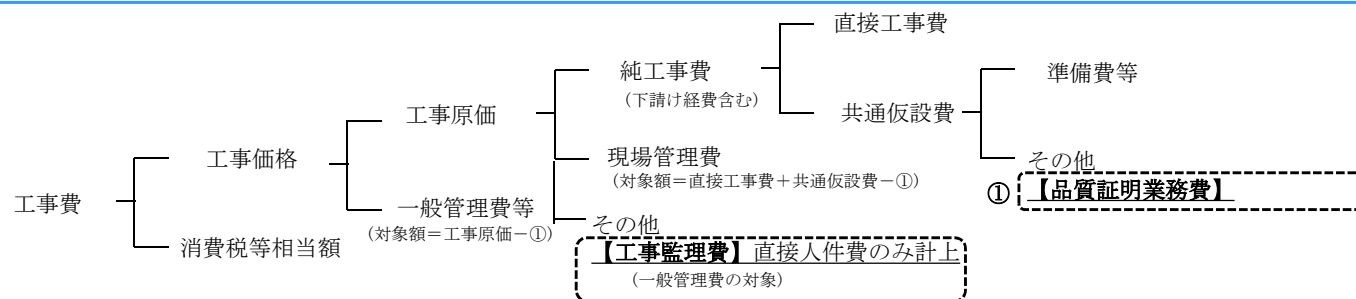
- 原則として、第三者に委託。
 - ※ ただし、第三者への委託が困難な場合に限り、品質証明業務に関する誓約書に理由を添えて提出した上で受注者の品質管理部門等による実施も可。
- 資格要件：以下の(1)~(3)のいずれかの資格又は経験を有するものとし、職種毎（建築、土木、電気・通信、機械）に配置。
 - (1) 工事の監理技術者、主任技術者の経験を有する者。
 - (2) 事業監理業務、基本検討業務、設計業務及び工事監理業務のいずれかの管理技術者又は照査技術者の経験を有する者
 - (3) 担当職種に応じて資格等（通常の施工監理業務技術者同等）を有する者。
- ※品質管理証明者は専任の必要はない。また、資格要件等を満たす場合は職種間の兼務可。

(4) 工事監理者の選定

- 建築士法に規定されている資格要件を満たすものとする。
- 工事監理者は、監理技術者と兼任はしない。
なお、工事監理者の業務を品質管理証明者（第三者に委託する場合）が一部を行うことも可能。

(5) 品質証明業務及び工事監理費の積算方法

- ・品質証明業務費
「共通仮設費」の「その他」に計上（現場管理費及び一般管理費等の対象外）
- ・工事監理費
「工事原価」の「その他」に「直接人件費」のみを計上



3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

(5) 品質証明業務及び工事監理費の積算方法

●品質証明業務費の算定

(品質証明業務費)

$$= (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等})$$

【直接人件費】

臨場は、施工期間中に新設及び改修の建物1棟当たり、各職種につき1ヶ月当たり2人日（技師C）

$$(\text{臨場日数}) = 2 \text{人 (月あたり)} \times \text{施工期間 (ヶ月)}$$

施工期間は建物毎かつ職種毎に異なるため、それぞれに設定する。

【直接経費】

- ・遠隔臨場設備費として、必要に応じ、遠隔臨場に係る経費を計上
- ・現地での業務用ライトバン（5人乗り）を計上（1建物あたり5日）
- ・旅費宿泊費が必要になる場合は、原則、受注者の負担により実施するものとするが、離島など特別な場合については、1建物あたり5回分の旅費宿泊費を計上するものとする。なお、遠隔臨場による確認等の実施も可能としていることから、原則として日数の増加は認めない。ただし、発注者が現場臨場を指示した場合は、受発注者間で協議の上、増額の精算ができるものとする。

●工事監理費に係る直接人件費の算定

(業務人・時間数)

$$= (\text{すべて委託する場合の業務人・時間数}) \times (\text{対象業務率})$$

すべて委託する場合の業務人・時間数は、官庁施設の設計業務等積算要領の別表1-1に掲げる係数を用いて算出する。

3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて

(6) 品質証明業務に不正・不誠実な行為があった場合の措置

- 品質証明業務に関する書類や報告に虚偽の記載等、不正・不誠実な行為があった場合には、受注者に対して厳しく対応することとし、建設工事請負契約書において、「品質証明業務に係る特約条項」を締結する。

(7) 受注者と品質管理証明者との契約

- 受注者は品質管理証明者と契約を締結する際は、業務内容及び契約金額を契約書に明示。双方において、その履行を確実に行う。品質管理証明者を複数名登録する場合、人数制限は行わない。

(8) 設計図書との不整合に関する対応

- 品質管理証明者は、設計図書と相違する品質管理状況等を発見した場合は、速やかに、現場代理人等にその確認内容を報告する。設計図書との照合とは、設計図書の内容に適合するか確認することであって、設計図書自体に誤り又は脱漏があるか確認することではない

(9) 虚偽の品質証明結果報告書が判明した場合の措置

- 契約に違反する行為があったものとして、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。平成28年3月31日）」に基づく指名停止を行うものとする。

(10) 工事目的物の品質が確保できていない場合の措置

- 工事成績評定を減点する。

○目 次



1. 入札・契約方式及び地元企業の活用について
2. 特段の情報保全の措置を必要とする施設を含む最適化事業の契約について
3. 最適化事業における品質証明業務を含む工事の運用ガイドラインについて
4. **主な地区のマスタープラン作成状況について**

4. 主な地区のマスタープラン作成状況について

優先①	優先②	優先③
<ul style="list-style-type: none">札幌駐屯地千歳基地仙台駐屯地八戸航空基地三沢基地松島基地朝霞駐屯地下総航空基地入間基地百里基地浜松基地伊丹駐屯地海自舞鶴地区小松基地美保基地築城基地健軍駐屯地鹿屋基地新田原基地那覇基地	<ul style="list-style-type: none">東千歳駐屯地旭川駐屯地真駒内駐屯地帯広駐屯地神町駐屯地海自大湊地区相馬原駐屯地館山航空基地硫黄島航空基地海自横須賀地区厚木航空基地岐阜基地小牧基地海田市駐屯地善通寺駐屯地海自呉地区空自防府地区福岡駐屯地春日基地海自佐世保地区北熊本駐屯地	<ul style="list-style-type: none">島松駐屯地丘珠駐屯地北恵庭駐屯地北千歳駐屯地上富良野駐屯地名寄駐屯地八戸駐屯地霞ヶ浦駐屯地土浦駐屯地松戸駐屯地下志津駐屯地木更津駐屯地木更津航空補給処熊谷航空基地府中基地木更津分屯基地久里浜駐屯地富士駐屯地明野駐屯地宇治駐屯地 <ul style="list-style-type: none">第1術科学校岩国航空基地小月航空基地目達原駐屯地芦屋基地